



< 脱退一時金について >

2025年6月13日に成立した「年金制度改正法」では、社会保険の加入対象の拡大、在職老齢年金の見直し、遺族年金の見直し等がされ、その中で、あまり目立っていませんが、脱退一時金の見直しも行われました。脱退一時金とは、簡単に言えば、日本国籍を有しない外国人が帰国した時に、日本に滞在している間に掛けてきた年金を取り戻す制度です。年金の受給資格期間である10年を満たすと、この制度は使えませんので、短期間、日本に滞在して帰国する「技能実習生」を中心に、この制度が利用されてきました。年金が戻ってくる計算の根拠となる期間である支給上限は3年でしたが、令和2年の改正で、5年に引き上げられ、更に、今回の改正で8年に引き上げられました。これは、「技能実習」だけでなく、「特定技能」制度ができ、外国人出稼ぎ労働者の在留が長期化したこと、更に「育成就労」制度ができたことにより、「特定技能1号」と合わせて最大で8年の期間になったためです。現状、支給上限は5年ですが、「技能実習」は最大5年、それに「特定技能1号」が最大5年あり、その上限を超えてしまうことがあるため、「技能実習」や「特定技能1号」での在留期間中に、わざわざ日本の住所から海外住所への移転をして、年金資格を喪失させ、帰国して、脱退一時金を受け取るケースが多く見受けられます。この脱退一時金を受け取るために帰国する期間は、「技能実習」や「特定技能1号」の期間に通算されますので、その分、勤務できる期間を減らすことになり、外国人本人、そして受入企業にとっても、マイナスになっていました。今回の改正で、「育成就労」+「特定技能1号」の最大8年に合わせることにより、このことが解消されるのはとても良い事だと思います。更に、今回、もう一点、「再入国許可を利用して帰国した外国人には、脱退一時金を支給しない」という改正もありました。例えば、「技能実習」や「特定技能1号」を維持したまま、上記の方法で、一旦、帰国して脱退一時金を取得することはできなくなるということです。このことで、在留期間途中で脱退一時金を利用することは、ほぼ無くなるのではないかと思います。

今回の改正は、公布から4年以内の政令で定める日から施行となっていますので、混乱を招かないように、施行に合わせて、しっかりと、受入れている外国人従業員への説明を行うことが重要であると考えます。

アイム行政書士法人 <https://aim-office.or.jp/>

代表 宮本 政幸 (ORA 外国人雇用推進部門会メンバー)

【営業内容】

行政書士法人

外国人に関する業務

- 永住・帰化 ● 投資ビザ(外国人の方が日本で会社を設立し経営)
- 就労ビザ等の外国人在留手続きなど 他

